

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年11月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界（広域）国別障害関連情報更新 情報収集・調査
（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界（広域）国別障害関連情報更新 情報収集・調査
（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00573

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 11 月 5 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）国別障害関連情報更新 情報収集・調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年1月から2026年8月

諸般の都合により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

2025年度末（2026年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

(3) 日程

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 11 月 11 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025 年 11 月 12 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 11 月 17 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2025 年 11 月 21 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025 年 12 月 5 日 10 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/jnpyGD0zG0>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期

間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「25a00573 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

5) 同一競争参加者による複数の入札

6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）
には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ

引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・目的

1980年代から取り組まれている JICA「障害と開発」分野における協力では、国連障害者の権利に関する条約（CRPD）や持続可能な開発目標（SDGs）といった国際的なコミットメントに呼応する取組を積極的に実施してきた。また、2015年に策定された「課題別指針『障害と開発』」及び2021年に策定された JICA グローバル・アジェンダ「社会保障・障害と開発」において、「障害に特化した取組」と「障害主流化の取組」からなるツイントラック・アプローチにて、障害と開発の事業を推進することが示されている。「障害の主流化」、つまり「開発におけるすべての取組において障害の視点を反映し、障害者が受益者あるいは実施者として計画策定や活動実施を含む一連のプロセスへ参加することを保障すること」は、全てのグローバル・アジェンダにおいて配慮すべき視点であることから、分野横断的に包摂的な取組を実施している。

事業に障害の視点を反映させるためには、対象国・地域及び対象分野における障害者のニーズや課題を把握するための障害主流化分析が必要となる。分析においては、各国の障害に関連する法律・政策・統計・団体、障害者が置かれている状況や直面している障壁等の情報を収集することになるが、JICA「国別障害関連情報」にはそれらの情報が網羅されており、障害主流化分析に必要なツールとなっている。「国別障害関連情報」は、2002年に24カ国を対象に作成されて以降、適宜更新作業が行われ、直近では2020年度に計55カ国の情報が更新されている。しかし、未だ「国別障害関連情報」が未作成の国があるため、それらの国の情報整理が必要である。また、「国別障害情報」を作成済みの国においても、前回の作成時（2020年）以降に障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities: CRPD）の実施状況に関する情報が公開されている国があり、それら情報を含めた更新が求められている。

以上の状況を踏まえ、案件形成における障害主流化分析を行う際の参考情報として「国別障害関連情報」が活用される等、障害主流化の取組が促進されることを目的に本業務を実施する。なお、本業務の成果物は JICA ホームページにて公開することと

し、JICA 事業関係者に活用されることに加え、開発途上国の障害関連情報に関心をもつ JICA 内外の人々に広く活用されることを想定している。

第2条 調査の目的と範囲

本業務は、「第1条 調査の背景・目的」を達成するため、「第3条 調査の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示される業務を行い、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第3条 調査の実施方針及び留意事項

1. 調査対象国

「国別障害関連情報」未作成国または前回更新時（2020 年）以降に CRPD 実施状況に係る審査が行われた国のうち、これまでの障害と開発分野における協力実績、障害主流化が期待される分野における事業の見通し等を踏まえ、以下の 36 カ国（既存の「国別障害関連情報」がある 16 カ国及び、新規に作成する 20 カ国）を対象とする。

（1）アジア・大洋州

既存：カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、モンゴル、バングラデシュ

新規：東ティモール、アフガニスタン、パラオ

（2）中東・欧州・北アフリカ

既存：チュニジア

新規：イラク、ウクライナ、コソボ、セルビア

（3）サブサハラ・アフリカ

既存：ザンビア、マラウイ、ブルキナファソ

新規：アンゴラ、ガーナ、カメルーン、コンゴ民主共和国、南スーダン、ジブチ、ベナン、モーリシャス

（4）中南米

既存：ドミニカ共和国、パラグアイ、ペルー、アルゼンチン、コスタリカ、メキシコ

新規：エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、ニカラグア、パナマ

なお、本調査は国内作業で実施されることから、必要な情報を収集できない場合は、発注者及び受注者が協議の上、調査項目の一部変更または対象国の変更を行うことを想定している。

2. 調査項目

調査項目は、「国別障害関連情報」最終版に記載する項目とし、以下のとおり。新たな項目の設定や既存項目の削除など提案がある場合は、発注者と受注者で協議の上、方針を定める。

（１）基礎指標

１）基礎指標

- ① 一人当たり GDP
- ② 対 GDP 比セクター別政府支出（保健医療、教育、社会保障・社会福祉等）
- ③ 人口（総人口、男女別、年齢階層別、都心・農村別、平均寿命等）
- ④ 保健医療（栄養不足蔓延率、新生児死亡率等）
- ⑤ 教育（義務教育制度、成人識字率、就学率等）
- ⑥ 雇用（失業率等）

２）障害の定義と統計

- ① 障害の定義（主要な法律や政策文書における障害の定義）
- ② 障害に関する統計（国勢調査や、公的機関・国際機関等が実施した調査における障害関連統計データ。障害細分化データ⁴を含む。）

（２）障害関連政策

- １）障害関連行政制度（国、地方自治体（県及び市町村レベル）、障害関連政策を担うセクター別省庁に関する制度及び、それら政府間の調整・連携状況）
- ２）障害関連法令・政策文書（手話言語関連法令、バリアフリー関連法令・規則を含む）

３）障害関連施策

- ① 保健医療
- ② 教育
- ③ ジェンダー（障害女性等）
- ④ 職業訓練、雇用、就労
- ⑤ 社会保障、障害福祉サービス
- ⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）
- ⑦ 防災

（３）国際条約及び国際協力等の実績

- １）CRPD 実施状況（批准状況、本条約批准により実施された政策、CRPD 実施状

⁴ 障害者数とその内訳。内訳とは、性別、年齢階層別、障害種別、障害程度別等を想定しており、既存資料から入手可能な範囲で収集する。

況をモニタリング・調整する国内機関の取組等。CRPD 委員会の審査が行われている場合は、政府報告や総括所見等、審査プロセスにおいて公表されている資料の整理・分析)

- 2) マラケシュ条約⁵実施状況（批准状況、本条約批准により実施された政策、Authorized Entity {権限を有する機関} の情報等）
- 3) SDGs 関連政策における障害分野の取組
- 4) 1) ～ 3) 以外に、障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組（ある場合）
- 5) 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

(4) 障害関連団体の活動概況

- 1) 障害当事者団体の活動概要及び連絡先（Disabled Peoples’ International (DPI)加盟団体を含む）
- 2) 障害支援団体の活動概要及び連絡先

(5) 障害者が直面する障壁・ニーズ

- 1) 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ
- 2) 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ
- 3) 就労に関する障壁・ニーズ
- 4) 移動に関する障壁・ニーズ
- 5) 情報保障に関する障壁・ニーズ
- 6) ジェンダーに関する障壁・ニーズ（障害女性が直面する障壁・ニーズを含む）

3. 調査報告書の言語

報告書は、日本語で作成するとともに英語に翻訳する（36 カ国）。18 カ国については、以下のとおりスペイン語、フランス語、アラビア語のいずれかの言語にも翻訳する。なお、翻訳についてはネイティブチェックを行い、最終化する。

(1) スペイン語

ドミニカ共和国、パラグアイ、ペルー、アルゼンチン、コスタリカ、メキシコ、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、ニカラグア、パナマ

(2) フランス語

ブルキナファソ、ジブチ、ベナン、コンゴ民主共和国、カメルーン、チュニジア

(3) アラビア語

⁵ 正式名称は、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」。

イラク

4. 調査方法及び留意事項

- (1) 調査方法については、文献調査、質問票調査、ヒアリングにて情報収集を行う。
- (2) オンラインでの実施を含め、全ての調査は国内作業にて実施する。
- (3) 文献調査においては、当該国内の文献に加え、国連や国際機関等、国外の文献も参考にする。
- (4) 質問票調査、ヒアリングについては、実施前に発注者に質問項目案に対するコメントを求め、それらコメントを反映させ質問項目を最終化する。
- (5) 「第3条 2 (5) 障害者が直面する障壁・ニーズ」については、対象国の障害当事者団体にヒアリングを行い、情報を収集する。障害者団体としては、Disabled Peoples' International (DPI)加盟団体、または複数の障害種別の当事者団体が加盟している全国規模の障害当事者団体を想定する。万一、それらの団体から必要な情報を収集できない場合は、他の障害当事者団体へのヒアリングを行う。

第4条 調査の内容

上記「第3条 調査の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

(1) 既存「国別障害関連情報」更新業務

- 1) 既存 16 カ国分の「国別障害関連情報」の内容を確認し、更新すべき情報を整理する。調査項目については「第3条 2. 調査項目」に基づき、新たな項目の設定や既存項目の削除など提案がある場合は発注者に相談の上で方針を定める。対象国は、「第3条 1. 調査対象国」にて既存の「国別障害関連情報」がある国として示された 16 カ国。
- 2) 「第3条 2. 調査項目」にて示された項目に関する情報を収集する。「障害者が直面する障壁、ニーズ」に関する情報収集においては、文献調査に加え、対象国の障害者団体へのヒアリングを行う。ヒアリングが困難な場合は質問票調査を行う。
- 3) 収集した情報に基づき既存 16 カ国分の「国別障害関連情報」更新案を作成し、発注者の確認を求める。発注者のコメントを反映させ、既存 16 カ国分の「国別障害関連情報」を最終化する。

(2) 新規対象国「国別障害関連情報」作成業務

- 1) 「第4条(1)1)」で作成した「国別障害関連情報」の項目に沿って、新規20カ国における必要情報を収集する。情報収集にあたっては「第4条(1)2)および3)」の作業を踏襲する。
- 2) 収集した情報に基づき新規20カ国分の「国別障害関連情報」案を作成し、発注者の確認を求める。発注者のコメントを反映させ、新規20カ国分の「国別障害関連情報」を最終化する。

第5条 報告書等

(1) 調査報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

1) 進捗報告書(和文) 電子データ

提出時期：2026年2月末

内容：「第3条 調査実施の実施方針及び留意事項 2. 調査項目(1) 基礎指標」に関する情報(36カ国分)

2) 既存16カ国分「国別障害関連情報」更新案(和文) 電子データ

提出時期：2026年4月上旬

3) 新規20カ国分「国別障害関連情報」案(和文) 電子データ

提出時期：2026年5月上旬

4) 36カ国分「国別障害関連情報」最終版(和文) 電子データ

提出時期：2026年6月上旬

5) 36カ国分「国別障害関連情報」案(英文) 電子データ

提出時期：2026年7月上旬

6) 18カ国分「国別障害関連情報」案(スペイン語、フランス語、アラビア語) 電子データ

提出時期：2026年7月中旬

7) 36カ国分「国別障害関連情報」最終版(全言語) 電子データ及びCD-ROM 2部

提出時期：2026年8月6日(木)

留意点：

- (ア) 電子データは、WordファイルとPDFファイルの両方を提出する。
- (イ) アクセシブルな報告書にするために、音声読み上げソフトで読み上げることができない「画像」情報を貼り付けないよう留意する。また、絵や図を用いる場合は、それらを説明するテキスト説明文を記入する。
- (ウ) 成果品等の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- (エ) 最終版については、最終版のドラフトの時点でJICAからのフィードバックを得、

それらを踏まえ最終化する。

(オ) 翻訳についてはネイティブチェックを行い、最終化する。

(カ) 最終版電子データについては、ホームページ掲載用に各国別と統合版で提出する。

(2) その他の提出物

① インタビューリスト

本業務を通じてコンタクトを取った各国関係者・団体のリストを作成し、提出する。リストには、コンタクトを取った際の連絡先、団体名、担当者氏名等を記載する。なお、インタビューはオンラインで行うことを想定している。

② 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは、国、項目ごとに整理し、収集資料リストを添付した上で調査終了後、発注者に提出する。収集資料のうち、製本されていないものは電子データとして CD-R に格納して提出する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	ヒアリング対象団体の選定方法及び調査手法	第3条 調査実施の実施方針及び留意事項 4. 調査方法及び留意事項 (5) 「第3条 2 (5) 障害者が直面する障壁・ニーズ」については、対象国の障害当事者団体にヒアリングを行い、情報を収集する。

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.3人月

(現地渡航回数) 延べ0回)

業務従事者構成の検討に当たっては、「障害と開発」分野の専門性を持つ従事者を含めること。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

1) 対象国及び類似地域： 全途上国

2) 語学能力： 英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 特になし

2) 公開資料

- 国別障害関連情報

(https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/reports/index.html)

(5) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

＊評価対象とする類似業務：「障害と開発」分野の国際協力事業における情報収集、調査分析業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4－4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書の体裁等は、A 4 判（縦）、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・ 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2